

業務委託仕様書（案）

委託業務名：歴史文化遺産活用方針策定委託業務

履行場所：三次元測量する歴史文化遺産は旧天願橋、旧栄野比橋(オイコ橋)、
沖縄諮詢会堂跡とする。(うるま市地内)

履行期間：契約日の翌日から令和8年3月19日まで

予算規模：15,884,000円(消費税込み)を上限とする。

第1章 総 則

(業務の目的)

第1条 本業務は、本市における歴史文化遺産について、記録保存及びその活用を目的とした三次元測量を実施し、その測量データを基に市内の歴史文化遺産の保護及び活用に向けた方針の検討を行い、今後の一般公開や学校教育・観光における歴史文化遺産の活用の方向性を決定する方針書を作成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、うるま市（以下「発注者」という）が、令和7年度に実施する「歴史文化遺産活用方針策定委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(疑義)

第3条 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、あらかじめ契約前に明確にしておくものとするが、契約後に疑義が生じた場合は、発注者と協議してその指示に従わなければならない。

(業務計画)

第4条 受注者は、あらかじめ業務に必要な業務計画を立て、発注者と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第5条 受注者は、本仕様書に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(一般事項)

第6条 (1) 受注者は、関係法令を遵守し誠実を旨として業務に当たらなければならない。

(2) 受注者は、業務を他に再委託する場合は、事前に協議の上承認を得ること。

- (3) 受注者は、業務により知り得た事項については、秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。
- (4) 業務中に、地域住民や権利者から業務に関して異議があった場合、速やかに発注者と協議し対応すること。
- (5) 受注者は、業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。
ア 着手届 イ 工程表 ウ 管理技術者等通知書 エ 経歴書 オ 完了届
カ 引渡書 キ その他協議により指示のあった書類
- (7) 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を発注者に申し出ることができる。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、或いは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は発注者と協議すること。
- (9) その他、プロポーザル方式実施説明書を遵守すること。

(著作権)

- 第7条
- (1) 業務で取得したすべての財産（デザイン等）は、発注者へ帰属するものとする。また、業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び同法第28条に定められた権利を含む）は、発注者へ帰属する。
 - (2) 受注者は、発注者又は発注者から正当の本件著作物の利用を許可された第三者に対し、著作人格権を行使しないものとする。
 - (3) 発注者は、本件著作物の公表に際して、受注者の承諾を得ることを要しないものとする。
 - (4) 業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理し、受注者自らその版權者（著作権者）に承諾を得るものとする。
 - (5) 業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、発注者の指示に基づく場合を除き、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。
 - (6) 本業務による成果品の著作権及び所有権は、導入するツールにおいて使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属する。

第2章 業務内容

(三次元測量対象物)

第8条 三次元測量する対象物は、旧天願橋、旧栄野比橋、沖縄諮詢会堂跡とする。

(見積要領)

第9条 業務の見積は、別紙「業務内訳書」に沿って以下のとおり記載するものとする。

- ① 工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」をした直接人件費の内訳
- ② 成果品に係る直接経費
- ③ 諸経費の率を明記すること
- ④ 消費税率は10%として、業務委託料を算出することとする。

(業務委託料) = (直接人件費) + (直接経費) + (間接測量費) + (消費税相当額)

(業務内容)

第10条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 作業計画/プロジェクト監理

受注者は、本業務の目的を熟知し、合理的かつ能率的に作業を遂行するために、必要な各工程における作業計画を立案した上で業務実施計画書を提出すること。

また、作業計画に従い、各作業にかかる人員・機械・器具の選定並びに工程の検討を行うこと。

(2) 資料収集整理

受注者は発注者から貸与される各種資料の他、対象とされる歴史や文化財に関する資料や画像などを受注者の判断で収集し、一覧表にて整理すること。

なお、貸与資料の授受についてはセキュアな情報については LGWAN 回線によるデータ交換サービスを活用すること。同サービスについては受注者にて環境を準備すること。

(3) 基準点測量及び水準観測

受注者は三次元計測に必要な基準値並びに標高を算出するための基準点測量及び水準観測を実施すること。等級及び点数については受注者にて計画立案し、発注者の承認を得ること。

(4) 三次元測量

- ・対象とする旧天願橋、旧栄野比橋(オイコ橋)、沖縄諮詢会堂跡について三次元測量を実施すること。
- ・計測作業に当たっては、出来得る限り草木を伐採・除去すること。
- ・伐採材の処分は、現地から持ち出しし、適切に処分すること。
- ・計測は、遺構の細部まで観察できるよう、十分な密度で行うこと。
- ・計測データは、周辺の基準点情報を使用し、指定の座標系を与えるものとする。

(5) データ解析

- ・計測データから不要物を取り除き、構造物と地形のみを表すこと。
- ・データの有効範囲は、橋梁の兩岸と橋梁下を含めることとする。
- ・発注者が指示する箇所から、断面データの抽出を行うこと。

(6) 図化

- ・三次元測量の成果を用い、正射投影画像を作成すること。
- ・正射投影画像を原図とした、デジタルトレース図を作成すること。
- ・図化対象は、平面、立面、断面を基本とし、発注者の指示する箇所を作成すること。

(7) GIS データ整備

- ・三次元測量で得られる位置情報等の二次元のデータについては GIS データとして、発注者で運用中の統合型 GIS (PasCALforLGWAN) に搭載可能な Shape ファイル形式で整備を行うこと。
- ・GIS 設定ファイルは mxd ファイル形式で作成し Shape ファイルと共に納品すること。

(8) 三次元モデル閲覧用システム構築

- ・三次元測量成果の可視化のため、「三次元モデル閲覧用システム」を構築すること。
- ・市全域を対象とした広域の三次元地形モデルを作成し、システムに実装すること。
- ・発注者の使用環境で動作し、かつインストール不要な実行ファイルとする。
- ・1 システムにおいて、測量成果の3次元モデルすべてが閲覧可能であること。
- ・操作ボタン等、簡易な操作方法で写真、帳票などが展開、閲覧可能であること。
- ・公開活用を念頭に、WEB 公開が可能な仕様とすること。

(9) 歴史文化遺産 PR 動画制作

資料収集と三次元測量の成果を合わせ、対象とする歴史文化遺産について、その意義と魅力を広く伝えるための、PR 動画を制作する。動画制作にあたって使用する資料の使用許可や著作権利用などの手続きは、受注者が行うこと。動画の構成は、以下の通りとする。

- ・放映時間の目安 : 5 分間程度
- ・画面比率と解像度 : 画面比率は 16 : 9 を基本とし、解像度は最大で 4K 程度とする。
- ・保存用データ形式 : 音声データを含めた動画汎用形式 (MP4 等) とする。
- ・メディア形式 : 再生用と保存用メディアをそれぞれ準備すること。

(10) 歴史文化遺産活用基本方針書作成

うるま市文化財保存活用地域計画 (令和 6 年策定) における将来像の実行方針として位置付ける活用の基本方針のとりまとめを行うこと。本方針は活用方針のほか、教育・観光分野としての文化財コンテンツ整備の方向性や実現性・概算構築費を時系列で示したロードマップとして整備し、学識者や庁内協議会で諮問可能なドキュメントの作成を行うこと。方針書の詳細は発注者との協議で決定するものとし、受注者はドキュメント作成のほか、専門技術者として事例や知見の提供を行うこと。

(11) 成果とりまとめ/報告書作成

業務の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時・中間報告時・成果納入時の計3回を基本として実施し、着手及び納品時は管理技術者の参席を必須とする。なお、発注者が必要と判断した場合には、その都度適宜協議を行うものとするが、3回以上となっても契約変更の対象としない。

業務の効率性または感染症対策やその他やむを得ない事情により対面での打ち合わせが難しい場合には、両者調整の上、WEB会議での開催を行うものとする。

(成果品)

第11条 成果品は、以下の部数を納品する。

(1) 業務報告書	3部
(2) 歴史文化遺産活用基本方針書	3部
(3) 平面図・立面図及び縦横断図(AI/PDF形式)	1式
(4) 基準点/水準観測測量成果簿	1式
(5) 三次元測量データ(LAS/FBX形式)	1式
(6) GISデータ(Shapeファイルおよびmxdファイル)	1式
(7) 三次元モデル閲覧用システム(実行ファイル)	1式
(8) デジタルデータ格納媒体(SSD/映像再生用DVD)	1セット

(留意事項)

第12条 (1) 業務の成果物が契約の内容に適合しないものであるときの取扱いについて、受注者の契約不適合責任期間を検収後1年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。

(2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の請負契約の仕様書とは異なる場合がある。

(3) 参考資料について

業務の実施にあたり、下記資料を十分に熟知すること。

- ・うるま市文化財保存活用地域計画
- ・旧天願橋説明資料
- ・旧栄野比橋(オイコ橋)説明資料
- ・沖縄諮詢会堂跡説明資料

業務内訳書			
業務名：歴史文化遺産活用方針策定委託業務			
業務内容	単位	数量	摘要
《直接人件費》			
(1) 作業計画/プロジェクト監理	式	1	
(2) 資料収集整理	式	1	
(3) 基準点測量及び水準観測	式	1	
(4) 三次元測量	箇所	3	
(5) データ解析	箇所	3	
(6) 図化	箇所	3	
(7) GIS データ整備	式	1	
(8) 三次元モデル閲覧用システム構築	式	1	
(9) 歴史文化遺産 PR 動画制作	式	1	
(10) 歴史文化遺産活用基本方針書作成	式	1	
(11) 成果とりまとめ/報告書作成	式	1	
(12) 打合せ協議	回	3	
《直接経費（印刷製本費等）》	式	1	